

Q 共済組合から老齢年金を受給中です。妻はすでに死亡しています。60歳の娘と同居し世話をしてもらっています。娘に遺族年金はでますか。

A 現在、共済年金と厚生年金とでは遺族年金を受給できる条件が違い、共済年金が有利な内容になっています。来年の2015年10月1日から、一元化といって共済年金は厚生年金と同じ内容の制度になります。2015年9月30日までの死亡なら現在の共済組合の制度が適用され、子の年齢制限はないので、配偶者のいない60歳の娘さんには遺族共済年金が出ます。2015年10月1日以後の死亡は、厚生年金の制度と同じとなり、子は、「18歳未満の子、または20歳未満の障害のある子」が受給できることになり、60歳の子には遺族年金は出ないということになります。(年金相談室 阿久津嘉子)